

令和6年3月定例会 議案説明書

番 号	件 名	概 要 説 明
報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）	市の義務に属する損害賠償の額を下記のとおり定めたので報告する。 1 損害賠償の原因 退職手当不足分の支給に係る遅延損害金 2 損害賠償の金額 335,905円 3 損害賠償の相手方 (1) 須坂市 ***** (2) 須坂市 ***** (3) 上高井郡小布施町 ***** (4) 須坂市 ***** (5) 須坂市 *****
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（2023年度須坂市一般会計補正予算第8号）	歳入歳出それぞれ 226,919千円を追加する。
議案第1号	長野市及び須坂市消防指令事務協議会の設置に関する協議について	長野市及び須坂市において消防指令事務を共同して管理し、及び執行するため、規約を定め、長野市及び須坂市消防指令事務協議会を設置することについて、議会の議決を求める。
議案第2号	長野広域連合規約の変更について	長野広域連合が運営する特別養護老人ホーム豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター及び戸隠在宅介護支援センターを社会福祉法人に移管すること等に伴い、長野広域連合規約を変更する。
議案第3号	長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について	長野広域連合が運営する特別養護老人ホーム豊岡荘、戸隠中央デイサービスセンター及び戸隠在宅介護支援センターを社会福祉法人に移管することに伴い、当該施設に係る財産処分の協議について、議会の議決を求める。
議案第4号	市道の変更について	市道3路線の区域等を変更する。

議案第 5 号	須坂市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 勤労青少年ホームの施設の冷房の利用料について改めるため改正する。 (施行期日) 令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
議案第 6 号	須坂市美術館等文化施設条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 観覧料を無料とする者について、須坂市に住所を有する70歳以上の者を介助する者並びに教育課程に基づき、学習活動として、市内の小中学校等の児童生徒を引率する者及び高等学校の生徒の引率をする者を加えるため改正する。 (施行期日) 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
議案第 7 号	須坂市旧小田切家住宅条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 観覧料を無料とする者について、須坂市に住所を有する70歳以上の者を介助する者並びに教育課程に基づき、学習活動として、市内の小中学校等の児童生徒を引率する者及び高等学校の生徒の引率をする者を加えるため改正する。 (施行期日) 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
議案第 8 号	須坂市第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	(改正内容) パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当等について改めるため改正する。 1 報酬に勤勉手当を加える。 2 給与改定があった場合における報酬は、常勤職員と同様の取扱いに準じるよう改める。 3 勤勉手当の支給に関して定める。 (施行期日) 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
議案第 9 号	須坂市第 2 号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	(改正内容) フルタイム会計年度職員の給与等について改めるため改正する。 1 給与等に勤勉手当を加える。 2 給与改定があった場合における給与は、常勤職員と同様の取扱いに準じるよう改める。 3 勤勉手当の支給に関して定める。 (施行期日) 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第10号	須坂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 育児休業をしている職員に係る勤勉手当の規定において、会計年度任用職員に係る部分を削る。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第11号	須坂市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 市職員の給与の見直しに伴い改正する。 - 給料表について、長野県人事委員会勧告による給料表から国の人事院勧告による給料表に改める。 - 定年引上げ制度施行に伴い、役職定年後の降任先の位置づけを明確化するとともに、地方公務員法第24条の規定されている職務給の原則を遵守するため等級別基準職務表を改める。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第12号	須坂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 特殊勤務手当の区分に災害応急作業等手当を加え、当該手当に係る規定を定めるため改正する。 (施行期日) 公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。
議案第13号	須坂市市税条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 督促手数料の廃止に伴い、督促手数料に係る規定を削るため改正する。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第14号	須坂市手数料徴収条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正等に伴い改正する。 - 戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に関する手数料を加えるほか所要の整備を行う。 - 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所に係る手数料を改める。 (施行期日) 令和6年3月1日（一部については令和6年4月1日）から施行する。

議案第15号	須坂市市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 督促手数料の廃止に伴い、督促手数料に係る規定を削るため改正する。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第16号	須坂市立博物館条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 観覧料を無料とする者について、須坂市に住所を有する70歳以上の者を介助する者並びに教育課程に基づき、学習活動として、市内の小中学校等の児童生徒を引率する者及び高等学校の生徒の引率をする者を加えるため改正する。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第17号	須坂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 督促手数料の廃止に伴い、督促手数料に係る規定を削るため改正する。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第18号	須坂市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 福祉医療費給付金の対象としない者から後期高齢者医療被保険者を削るため改正する。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第19号	須坂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項の掲示方法について、書面による掲示方法に加え、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による方法を加えるほか、所要の整備を行うため改正する。 (施行期日) 公布の日（一部については令和6年4月1日）から施行する。
議案第20号	須坂市峰の原高原飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 水道法の改正に伴い、引用する規定を改めるため改正する。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。

議案第21号	須坂市介護保険条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 1 第九期須坂市介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者に係る保険料率等を改める。 2 督促手数料の廃止に伴い、督促手数料に係る規定を削るため改正する。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第22号	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 適用する区域の範囲において、規定する区域の名称を改めるため改正する。 (施行期日) 公布の日から施行する。
議案第23号	須坂市新規就農者用共同作業場条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 1 使用者の範囲について農業経営を開始しておおむね5年以内の者に改める。 2 市内で農業を開始した者等の農作業場等として、新たに福島地区新規就農者用共同作業場を加える。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第24号	須坂市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、引用する条項を改めるため改正する。 (施行期日) 公布の日から施行する。
議案第25号	須坂市屋外広告物条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 1 屋外広告物表示禁止物件に郵便差出箱及び信書便差出箱を加える。 2 規制地域に伝統的建造物群保存地区及び須坂都市計画豊島地区地区計画のうちA地区を加える。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第26号	須坂市都市公園条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 使用料を無料とする者について、須坂市に住所を有する70歳以上の者を介助する者を加えるため改正する。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。

議案第27号	須坂市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 督促手数料の廃止に伴い、督促手数料に係る規定を削るため改正する。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第28号	須坂市下水道条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 督促手数料の廃止に伴い、督促手数料に係る規定を削るため改正する。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第29号	須坂市下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 農業集落排水事業の廃止に伴い、題名を改めるほか、農業集落排水事業にかかる規定を削るため改正する。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第30号	須坂市下水道事業等の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 農業集落排水事業の廃止に伴い、題名を改めるほか、農業集落排水事業にかかる規定を削るため改正する。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第31号	須坂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 水道法の改正に伴い、引用する規定を改めるため改正する。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第32号	須坂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の改正に伴い改正する。 1 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を引き上げる。 2 非常勤消防団員の補償基礎額を引き上げる。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第33号	2023年度須坂市一般会計補正予算第9号	歳入歳出それぞれ 502,403千円を追加する。

議案第34号	2023年度須坂市国民健康保険特別会計補正予算第4号	歳入歳出それぞれ 582千円を追加する。
議案第35号	2023年度井上、幸高、九反田、中島財産区特別会計補正予算第2号	歳入歳出それぞれ86千円を追加する。
議案第36号	2023年度須坂市介護保険特別会計補正予算第4号	歳入歳出それぞれ56,264千円を減額する。
議案第37号	2023年度須坂市後期高齢者医療特別会計補正予算第4号	歳入歳出それぞれ28,967千円を減額する。
議案第38号	2023年度須坂市水道事業会計補正予算第2号	収益的収入 769千円 〃 支出 2,875千円 資本的収入 △2,100千円 〃 支出 434千円 をそれぞれ追加する。
議案第39号	2023年度須坂市下水道事業会計補正予算第1号	収益的収入 6,338千円 〃 支出 6,508千円 資本的収入 △105,450千円 〃 支出 227千円 をそれぞれ追加する。
議案第40号	2023年度須坂市宅地造成事業会計補正予算第1号	収益的収入 7,850千円 〃 支出 7,786千円 をそれぞれ追加する。
議案第41号	2024年度須坂市一般会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,030,000千円と定める。
議案第42号	2024年度須坂市国民健康保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,831,271千円と定める。
議案第43号	2024年度井上、幸高、九反田、中島財産区特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,137千円と定める。

議案第44号	2024年度須坂市介護保険特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,719,000千円と定める。
議案第45号	2024年度須坂市後期高齢者医療特別会計予算	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ910,522千円と定める。
議案第46号	2024年度須坂市水道事業会計予算	収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。 収益的収入 1,255,301千円 // 支出 1,200,817千円 資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。 資本的収入 561,125千円 // 支出 1,203,235千円
議案第47号	2024年度須坂市下水道事業会計予算	収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。 収益的収入 1,949,471千円 // 支出 1,917,918千円 資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。 資本的収入 1,229,665千円 // 支出 1,995,443千円
議案第48号	2024年度須坂市宅地造成事業会計予算	収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり定める。 収益的収入 159千円 // 支出 4,898千円
議案第49号	須坂市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、改正する。 1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと及び身体的拘束等を行った場合の記録について加える。 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者による重要事項の掲載について加える。 3 指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、身体的拘束等の適正化を図るための措置について加える。 4 指定小規模多機能型居宅介護事業者が、業

		務の効率化等を図るために利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について加える。 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者等が協力医療機関を定めるに当たっての要件、協力医療機関の名称等の市長への届出及び新興感染症の発生時等の対応にかかる協議について加える。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第50号	須坂市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、改正する。 1 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者による重要事項の掲載について加える。 2 指定介護予防認知症対応型通所介護等の提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと及び身体的拘束等を行った場合の記録について加える。 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、身体的拘束等の適正化を図るための措置について加える。 4 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、業務の効率化等を図るために利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について加える。 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が協力医療機関を定めるに当たっての要件、協力医療機関の名称等の市長への届出及び新興感染症の発生時等の対応にかかる協議について加える。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第51号	須坂市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、改正する。 1 指定介護予防支援事業者の指定介護予防支援の提供に当たる介護支援専門員の設置人数について加える。 2 指定介護予防支援事業者が置く管理者に係

		る要件について加える。 3 指定介護予防支援事業者が、指定介護予防支援を行う場合における要した交通費にかかる利用者からの支払並びに当該サービスの内容及び費用にかかる利用者への説明と同意について加える。 4 担当職員が実施する、実施状況の把握に当たっての利用者への面接について、テレビ電話装置等を活用した方法について定める。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。
議案第52号	須坂市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い改正する。 1 指定居宅介護支援の提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと及び身体的拘束等を行った場合の記録について加える。 2 介護支援専門員が実施する、実施状況の把握に当たっての利用者への面接について、テレビ電話装置等を活用した方法について定める。 (施行期日) 令和6年4月1日から施行する。